

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月12日
【会社名】	カドカワ株式会社
【英訳名】	KADOKAWA DWANGO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川上 量生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番3号
【電話番号】	03(3549)6370(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小松 百合弥
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
【電話番号】	03(3549)6370(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小松 百合弥
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,623,942,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,033,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年11月12日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,033,700株	1,623,942,700	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,033,700株	1,623,942,700	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,571円	-	1株	平成27年11月30日	-	平成27年11月30日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなないこととなります。
4. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4) 払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
カドカワ株式会社 管理本部	東京都中央区銀座四丁目12番15号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

**3【株式の引受け】**

該当事項はありません。

**4【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,623,942,700	-	1,623,942,700

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

**(2)【手取金の使途】**

上記差引手取概算額1,623,942,700円につきましては、買掛金等の諸費用の支払の運転資金として使用する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】****1【割当予定先の状況】****a 割当予定先の概要**

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	平成27年6月29日

**b 提出者と割当予定先との間の関係**

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社は割当予定先と借入取引および預金取引を行っています。
技術または取引関係	当社は割当予定先に株主名簿管理人を委託しております。

(注) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成27年11月12日現在のものであります。なお、出資関係につきましては、平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

**c 割当予定先の選定理由**

当社ならびに当社子会社である株式会社ドワンゴ（以下「対象子会社」という。）の取締役を対象とする役員向け株式報酬制度および従業員を対象とするESOP制度導入のためにそれぞれ締結する株式取得管理給付信託契約に基づき、受託者である三井住友信託銀行株式会社に設定される信託口に処分を行うものです。

（役員向け株式報酬制度・ESOP制度にかかる信託の内容）

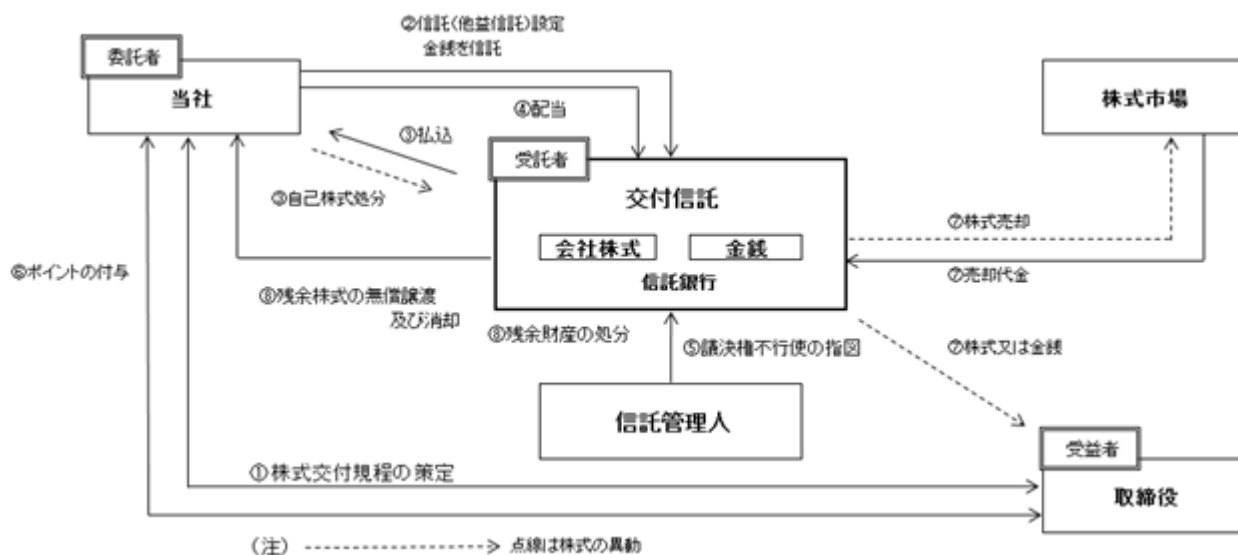
割当予定先は、当社が当社および対象子会社の役員を対象に導入する業績連動型株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」という。）にかかる役員向け株式交付信託ならびに幹部社員等を対象に導入するインセンティブ・プラン（以下「ESOP制度」という。）にかかる株式給付信託型ESOPの受託者であります。当社は、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社との間で、当社の役員および幹部社員等ならびに対象子会社の役員および幹部社員等のそれぞれを受益者とし、当社を委託者、同社を受託者とする株式取得管理給付信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」という。）を締結して信託を設定し、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社は、本信託の受託者として本自己株式処分の割り当てを受けます。

## (a) 役員向け株式報酬制度の概要

当社は、当社および対象子会社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも当社株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、役員向け株式報酬制度を導入することといたしました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）の取得を行い、当社および対象子会社取締役に対し、当社取締役会および対象子会社取締役会が定める株式交付規程に従って、各事業年度における業績達成度および会社業績に対する個人貢献度等に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度であります。

## (b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社および対象子会社は、それぞれの株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の導入に関する決議を得て、それぞれの株主総会で承認を受けた枠内において、株式交付規程を制定します。

当社は、株式交付規程の対象となる当社または対象子会社取締役を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（以下、「本信託」という。）をそれぞれ設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、当社または対象子会社取締役に将来交付する当社株式を自己株式の処分により当社から取得します。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

当社は、当社および対象子会社取締役に対し、信託期間中、株式交付規程に基づき、将来交付する当社株式を計算するための「ポイント」を付与します。

株式交付規程に定められた要件を充足した当社および対象子会社取締役について、所定の受益者確定を行ったうえで、受託者はその取締役に当社株式を交付します。なお、信託契約の定めに従い、当社株式の一部については、信託内で換価して金銭で交付することがあります。

信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。

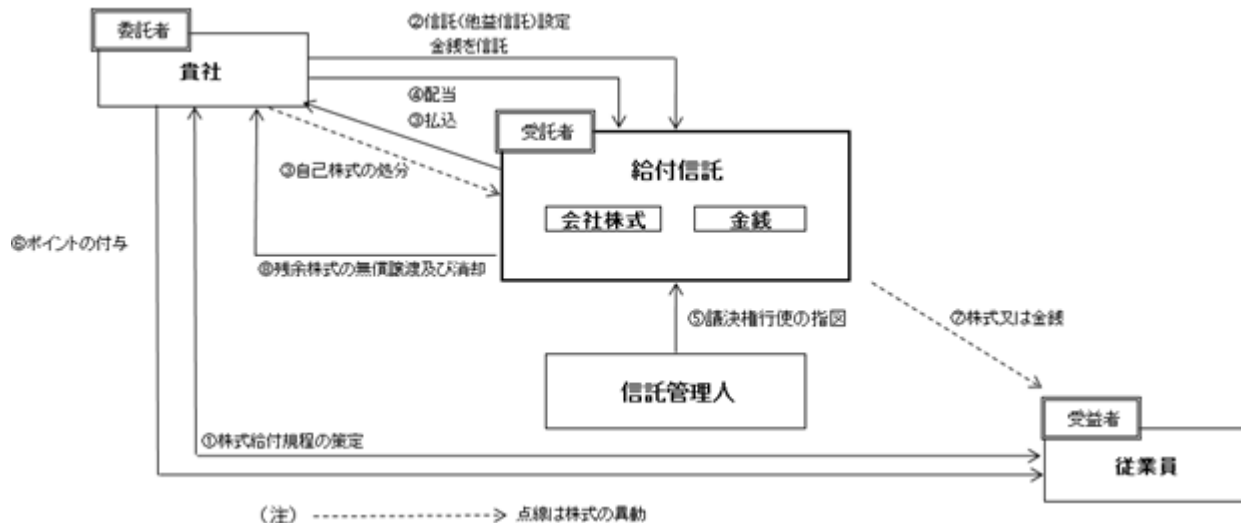
- ( ) 株式交付規程の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等を移転させます。
- ( ) 上記( )の処理後、さらに本信託に当社株式が残存する場合は、当社は当社株式を無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行います。
- ( ) 上記( )の処理後、さらに本信託に金銭が残存する場合には、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めるところにより、当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附します。

## (c) E S O P 制度の概要

当社は、米国で普及している従業員向け報酬制度の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、当社および対象子会社幹部社員等（執行役員を含む。以下「従業員」という。）の労働意欲や経営参画意識の向上を促すとともに、会社への貢献を実感できるインセンティブ・プランとして、E S O P 制度を導入することいたしました。

当社が当社および対象子会社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより本信託を設定します。本信託はあらかじめ定める株式給付規程に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、自己株式処分等の方法により、当社から取得します。その後、本信託は、株式給付規程に従い、信託期間中の従業員の会社への貢献度等に応じた当社株式を、従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

## (d) 株式給付信託型 E S O P の仕組みの概要



当社および対象子会社は、当社および対象子会社従業員のインセンティブ・プランの一つとして株式給付制度を導入します（株式給付規程を制定し、一定の要件を充足した当社および対象子会社従業員に対して株式を給付する義務を負います）。

当社は、株式給付規程の対象となる当社および対象子会社従業員を受益者とする「金銭以外の金銭の信託（他益信託）」（以下、「本信託」という。）をそれぞれ設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。

本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後給付が見込まれると合理的に見積もられる数の当社株式を自己株式の処分により当社から取得します。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

当社は、当社および対象子会社従業員に対し、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、会社への貢献度等に応じ、将来給付する株式を計算するための「ポイント」を付与していきます。

株式給付規程に定められた要件を充足した当社および対象子会社従業員について、所定の受益者確定手続を行ったうえで、受託者はその従業員に当社株式を給付します。

信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。

- ( ) 株式給付規程の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該当社株式等を移転させる。
- ( ) 上記( )の処理後、さらに本信託に当社株式が残存する場合は、当社は当社株式を無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行います。
- ( ) 上記( )の処理後、さらに本信託に金銭が残存する場合には、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めるところにより処分を行います。

## (e) 本信託の概要

## 1. 当社および対象子会社にて導入する「役員向け株式報酬制度」にかかる信託

	当社	対象子会社
(1) 名称	役員向け株式交付信託	
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社	
(4) 受益者	当社取締役	対象子会社取締役
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定	
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(7) 信託契約日	平成27年11月30日（予定）	
(8) 金銭を信託する日	平成27年11月30日（予定）	
(9) 信託終了日	平成30年7月31日（予定）	平成33年1月31日（予定）

## 2. 当社および対象子会社にて導入する「ESOP制度」にかかる信託

	当社	対象子会社
(1) 名称	株式給付信託型ESOP	
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社	
(4) 受益者	当社従業員のうち受益者要件を満たす者	対象子会社従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定	
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(7) 信託契約日	平成27年11月30日（予定）	
(8) 金銭を信託する日	平成27年11月30日（予定）	
(9) 信託終了日	平成33年1月31日（予定）	

## d 割り当てようとする株式の数

1,033,700株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）は、各信託契約に基づき、信託期間内において当社および対象子会社取締役を対象とする株式交付規程ならびに当社および対象子会社従業員を対象とする株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

当社は割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）との間において、処分期日（平成27年11月30日）より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、役員向け株式交付信託・株式給付信託型ESOPに対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、各信託契約により確認を行っております。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全および行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、役員向け株式交付信託にかかる議決権については不行使とし、株式給付信託型ESOPにかかる議決権については発行会社の株式の価値の向上を図り、受益者の利益を増大するよう自らの知見に基づき各議案についての賛否を決定します。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことの表明、および、将来にわたっても該当しないことの確約を、各信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何らかの関係有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠および発行条件の合理性に関する考え方

1株当たりの処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成27年11月12日開催の取締役会決議日の直前営業日である平成27年11月11日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,571円(円未満切捨)といたしました。なお、当該価額は、取締役会決議前1ヶ月(平成27年10月12日から平成27年11月11日まで)の終値平均である1,603円(円未満切捨)との乖離率-1.99%、同じく3ヶ月(平成27年8月12日から平成27年11月11日まで)の終値平均である1,552円(円未満切捨)との乖離率+1.22%および同じく6ヶ月(平成27年5月12日から平成27年11月11日まで)の終値平均である1,593円(円未満切捨)との乖離率-1.38%となっていることから、処分価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会から上記処分価格の妥当性について監査役に意見を求めたところ、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、株式交付規程・株式給付規程に基づき信託期間中に当社および対象子会社の役員および従業員にそれぞれ交付・給付すると見込まれる株式数(但し、子会社から三井住友信託銀行株式会社(信託E口)へ売却する株式を除く)であり、その希薄化の規模は発行済株式総数70,892,060株(平成27年9月30日現在、以下同じ)に対し1.45%(小数点第3位を切捨)、総議決権数679,744個に対する割合1.52%となります。

当社としては、本制度が当社および対象子会社の役員および従業員へのインセンティブ付与を目的として、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は株式交付規程・株式給付規程に従い当社および対象子会社の役員および従業員へそれぞれ交付・給付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本自己株式の処分による影響は軽微であり、合理的であると判断しています。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
川上 量生	東京都港区	5,687	8.37	5,687	8.30
U B S証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	2,411	3.55	2,411	3.52
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,188	3.22	2,188	3.19
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	2,077	3.06	2,077	3.03
日本電信電話株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	2,040	3.00	2,040	2.98
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,822	2.68	1,822	2.66
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,714	2.52	1,714	2.50
株式会社バンダイナムコホール ディングス	東京都品川区東品川4-5-15	1,530	2.25	1,530	2.23
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	東京都新宿区新宿6-27-30	1,366	2.01	1,366	1.99
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田2-5-25	1,365	2.01	1,365	1.99
計		22,202	31.32	22,202	32.39

(注) 1. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決数の割合は、平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として、平成27年10月1日から10月15日に実施した自己株式の取得を反映して、本自己株式処分による増減株式数を考慮したものです。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第1期（自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日） 平成27年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第2期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日） 平成27年8月11日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書の提出事項はありません。

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

カドカワ株式会社 本店  
（東京都千代田区富士見二丁目13番3号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。